

■ 「エポスオーナーカード（ビジネス）規約」新旧対照表（2024年4月1日版）

改訂前	改訂後
<p>第2条（カード発行）</p> <p>[2] 本規約が適用されるクレジットカードは、本規約に基づきカード使用者に発行され、当社と直接契約している加盟店およびVisaマークが表示されている国内外のVisa Worldwide Pte. Limitedに加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店で利用できる「Visaカード」（以下「カード」という）をいいます。</p>	<p>第2条（カードの発行）</p> <p>[2] 本規約が適用されるクレジットカードは、本規約に基づきカード使用者に発行され、当社と直接契約している加盟店およびVisaマークが表示されている国内外のVisa Worldwide Pte. Limitedに加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約している加盟店で利用できる「Visaカード」（以下「カード」という）とします。</p>
<p>第3条（暗証番号）</p> <p>[2] 会員は、カード裏面に印字されている番号（セキュリティコード）およびVisa Secureのパスワード（以下暗証番号と併せて「暗証番号等」という）についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p>	<p>第3条（暗証番号）</p> <p>[2] 会員は、カード裏面に印字されている番号（セキュリティコード）<u>、Visa Secure（旧 Visa認証サービス）やワンタイムパスワード等のパスワード（本規約において暗証番号と併せて「暗証番号等」という）についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう管理するものとします。</u></p>
<p>第4条（カードの利用方法）</p> <p>[1]～[5]省略</p> <p>[6] 第8条に定める当社の所有権を侵害し、あるいは現金化を目的とした商品等の購入（記念通貨を除く、現在通用力を有する紙幣・貨幣の購入を含む）等、通常の商品購入とは認められない目的または違法な取引をする目的でカードの利用はできないものとします。</p>	<p>第4条（カードの利用方法）</p> <p>[1]～[5]省略</p> <p><u>[6] 会員から当社に届け出のあった電話番号に、当社が送信したカードのご利用確認のショートメッセージサービス（SMS）にてご利用が承認された場合、そのために生じた一切の債務については、会員の負担といたします。ただし、会員の故意または過失がないと当社が認めた場合には、会員の負担にはなりません。</u></p> <p>[7] 第8条に定める当社の所有権を侵害し、あるいは現金化を目的とした商品等の購入（記念通貨を除く、現在通用力を有する紙幣・貨幣の購入を含む）等、通常の商品購入とは認められない目的または違法な取引をする目的でカードの利用はできないものとします。</p>
<p>第7条（カード利用代金等のお支払い）</p> <p>[1] 商品購入代金および手数料（以下総称して「カード利用代金等」という）の支払日は、毎月27日（当日が金融期間等の休業日の場合は翌営業日）とし、予め法人会員が届け出た当社指定の金融機関の預金口座等から口座振替の方法により支払うものとします。また、カード利用代金等の締切日は、前月28日から当月27日までの期間となります。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。</p> <p>[2] 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第23条を適用いたします。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 1回払い</p> <p>商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額を一括してお支払いいただく方法です。なお、この場合、手数料はかかりません。ただし、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。</p>	<p>第7条（カード利用代金等のお支払い）</p> <p>[1] 商品購入代金および手数料（以下「カード利用代金等」という）の支払日は、毎月27日（当日が金融期間等の休業日の場合は翌営業日）とし、予め法人会員が届け出た当社指定の金融機関の預金口座等から口座振替の方法により支払うものとします。また、カード利用代金等の締切日は、前月28日から当月27日までの期間となります。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。</p> <p>[2] 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第23条を適用いたします。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 1回払い</p> <p>商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額を一括してお支払いいただく方法です。なお、この場合、手数料はかかりません。</p>

改訂前	改訂後
<p>第14条（カードの再発行）</p> <p>カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り再発行します。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。</p>	<p>第14条（カードの再発行）</p> <p>会員は、所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り カードを再発行できるものとします。なお、再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただくことがあります。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。</p>
<p>第10条（借入れの利用）</p> <p>[1] 会員は、当社のアプリから申し込む方法により、当社より融資（以下「借入れ」という）が受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となり、また、第20条（10）に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。ただし、カードのご利用実績（個人カードも含む）および当社が加盟する信用情報機関の情報等により、融資額を制限または融資をお断りする場合があります。</p>	<p>第10条（借入れの利用）</p> <p>[1] 会員は、当社のアプリから申し込む方法により、当社より融資（以下「借入れ」という）が受けられます。この場合、当社は会員が指定する会員名義の口座に融資金を振り込むものとし、当社が金融機関に振込手続きを行った日のご利用日となり、また、第20条（11）に規定する簡素化した書面を電磁的方法により交付することを承諾していただきます。ただし、カードのご利用実績（個人カードも含む）および当社が加盟する信用情報機関の情報等により、融資額を制限または融資をお断りする場合があります。</p>
<p>第20条（その他の承認事項）</p> <p>会員は、次の各号を承認していただきます。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3)～(8)省略</p> <p>(9)カード発行および借入れを利用・返済した場合や契約内容を変更した場合は、貸金業法で定められた書面を電磁的方法（通知メール等）により交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法で定める記載事項の一部が表示されない場合に限りです。メールアドレスの登録がない会員は（10）借入れ利用・返済について記載した書面（マンスリーステートメント）を郵送により交付すること。</p> <p>(10)～(16)省略</p>	<p>第20条（その他の承認事項）</p> <p>会員は、次の各号を承認していただきます。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 日本国籍を保有せず日本国に居住するカード使用者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出ること。また、それらに依拠いただけないときは、カードの利用を停止または制限される場合があること。</p> <p>(4)～(9)省略</p> <p>(10)カード発行および借入れを利用・返済した場合や契約内容を変更した場合は、貸金業法で定められた書面を電磁的方法（通知メール等）により交付すること。ただし、返済時の交付書面に貸金業法で定める記載事項の一部が表示されない場合に限りです。メールアドレスの登録がない会員は（11）借入れ利用・返済について記載した書面（マンスリーステートメント）を郵送により交付すること。</p> <p>(11)～(17)省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第21条（反社会的勢力の排除）</p> <p>[1] 会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>[2] 当社が、会員が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。</p> <p>[3] 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。</p> <p>[4] 会員が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[3]の確約に違反した場合、第22条[1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。</p>	<p>第21条（反社会的勢力等の排除）</p> <p>[1] 会員および実質的支配者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)～(5)省略</p> <p>[2] 当社が、会員および実質的支配者が前項に反する疑いがあると具体的に認めた場合、会員に報告を求めることができるものとし、会員はこれに応じていただきます。会員が報告を行い、前記の疑いが払拭されるまでの間、当社は会員のカード利用を停止することがあります。</p> <p>[3] 会員および実質的支配者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為のいずれも行わないことを確約するものとします。</p> <p>[4] 会員および実質的支配者が、[1]のいずれかに該当し、あるいは虚偽申告していたことが判明した場合、または[3]の確約に違反した場合、第22条[1] (3) への該当により、会員資格を喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。</p> <p><u>また、会員が[1]のいずれかに該当し、会員資格を喪失した場合、カード使用者の個人カードの会員資格もあわせて喪失し、債務残額を一括してお支払いいただきます。</u></p>
<p>第22条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等）</p> <p>[1] 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。</p> <p>(1)～(9)省略</p> <p>(10)～ (11) 省略</p> <p>(12)省略</p>	<p>第22条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等）</p> <p>[1] 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。</p> <p>(1)～(9)省略</p> <p><u>(10)日本国籍を保有せずに日本国内に居住しているカード使用者が、在留期間を更新せずに日本国内を出国し、当社に届け出ている在留期間が超過したとき。および、カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断したとき。</u></p> <p>(11)～(12)省略</p> <p><u>(13)会員が日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する国・地域等との直接・間接的な取引を行っていることを当社が判断したとき。</u></p> <p>(14)省略</p>
<p>第23条（日本国外でのカードの利用）</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>(1) 商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に1.63%を乗じた金額が別途加算されます。</p>	<p>第23条（日本国外でのカードの利用）</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>(1) 商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に2.20%を乗じた金額が別途加算されます。</p>

改訂前	改訂後
<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第1条（会員情報取得・保有・利用）</p> <p>[1] 会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。</p> <p>(1) 所定の電磁的申込書に会員が記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が入会申込時に当社に届け出た事項</p>	<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第1条（会員情報取得・保有・利用）</p> <p>[1] 会員（申込者を含む。以下同じ）は、本契約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む株式会社エポスカード（以下「当社」という）との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。</p> <p>(1) 所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が当社に届け出た事項</p>
<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第3条（信用情報機関への登録）</p> <p>[4] 上記 [3] に記載されている当社が加盟する信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。</p> <p>（株）日本信用情報機構</p> <p>法人名、代表者名、所在地、電話番号等法人を特定するための情報、申込日、申込商品種別等申込内容、契約の種類、利用日、貸付日、貸付金額等契約内容に関する情報、入金日、残高金額、延滞、支払停止の申出事実等返済に関する情報、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等取引事実に関する情報。</p>	<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第3条（信用情報機関への登録）</p> <p>[4] 上記 [3] に記載されている当社が加盟する信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。</p> <p>（株）日本信用情報機構</p> <p>法人名、代表者名、所在地、電話番号等法人を特定するための情報、申込日、申込商品種別等申込内容、契約の種類、利用日、貸付日、貸付金額等契約内容に関する情報、入金日、残高金額、延滞、支払停止の申出事実等返済に関する情報、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等取引事実に関する情報。</p>
<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第5条（会員情報の開示・訂正・削除）</p> <p>[1] 会員は、当社および第3条で記載する信用情報機関等に対して、会員情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。</p>	<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第5条（会員情報の開示・訂正・削除）</p> <p>[1] 会員は、当社および第3条で記載する信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。</p>
<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第8条（会員情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）</p> <p>会員情報の開示・訂正・削除についての会員の会員情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。</p> <p>株式会社エポスカード オーナーカードデスク 〒185-0021 東京都国分寺市南町3丁目22番14号 TEL 0120-20-6622</p> <p>【会員情報管理責任者】 当社では、会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として会員情報管理責任者（コンプライアンス部長）を設置しております。</p>	<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項（エポスオーナーカード）</p> <p>第8条（会員情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）</p> <p>会員情報の開示・訂正・削除についての会員の会員情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出等に関しましては、以下の窓口までお願いします。</p> <p>株式会社エポスカード オーナーカードデスク 〒185-0021 東京都国分寺市南町3丁目22番14号 TEL 0120-20-6622</p> <p>【個人情報管理責任者】 当社では、会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（コンプライアンス部長）を設置しております。</p>
<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約（エポスオーナーカード）（丸井・エポスカード共同発行カード用）</p> <p>第2条（会員情報の取得・利用）</p> <p>取得・利用する会員情報</p> <p>(1) 所定の電磁的申込書に会員が記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が入会申込時に当社に届け出た事項</p>	<p>会員情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約（エポスオーナーカード）（丸井・エポスカード共同発行カード用）</p> <p>第2条（会員情報の取得・利用）</p> <p>取得・利用する会員情報</p> <p>(1) 所定の申込書（電磁的申込書を含む）に会員が記載した会員の法人名、法人代表者（カード使用者）の氏名、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、会員が当社に届け出た事項</p>